傷害総合保険加入促進事業について

小規模林業を実践する者が、作業中、思いがけない事故による怪我への補償に備えておくため、傷害総合保険への加入に対して補助する事業です。

林業の労働災害の発生頻度は、他の産業に比べて非常に高い状況にありますので、傷害総合保険の加入をお勧めします。

１　補助対象経費

傷害総合保険加入に要する掛金

２　補助率

２分の１以内

３　補助上限額

補助金額の上限は、１人当たり１万３千５百円とします。

４　補助要件

・会員であること
・前年度に 60 日以上の林業就業日数があること。

５　その他

- 保険加入期間は「加入日（申請年４月１日以降）から３月３１日まで」としてください。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、２月２８日までとします。

傷害総合保険加入促進事業に関するお問合せ先	林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防） 電話番号：088-856-5721